

議

長 休憩を解いて再開いたします。

(10時45分)

日程第6「認定第6号平成27年度松田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長

それでは、平成27年度松田町下水道事業特別会計の歳入歳出決算書を説明いたします。302ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額3億5,927万2,039円、2、歳出総額3億5,182万9,158円、歳入歳出差引744万2,881円となり、実質収支額も同額でございます。

1ページおめくりいただき、304、305ページをお願いいたします。歳入歳出決算事項別明細書の歳入になります。款2、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、下水道使用料、節1、下水道使用料です。収入済額1億165万2,368円、収入未済額144万7,417円で、収納率98.6%でございます。節2、滞納繰越分の収入済額は147万171円、収入未済190万3,340円で、不能欠損額は20万8,096円になっております。平成22年度分の時効消滅に至った転出不明者19名分の欠損です。なお、8月末現在、収入未済は316万4,827円となっております。

項2、手数料、目1、下水道手数料、節、指定工事店等手数料ですが、この手数料は、指定工事店及び責任技術者の申請手数料として7万8,500円を収入してございます。

款3、国庫支出金、項、国庫補助金、目、節とも公共下水道事業費国庫補助金です。污水管渠調査委託及びアクションプラン策定業務委託料の補助金といたしまして、社会資本整備総合交付金から調査費用など50%、261万円を収入してございます。

款4、繰入金、項、目、節とも一般会計繰入金です。収入済額1億8,300万円で、下水道事業債の元利償還金に充当してございます。

款5、項1とも繰越金です。次のページをお願いいたします。目1、繰越金、節、前年度繰越金ですが、1,931万4,912円です。主なものとしまして、前年度予備費1,234万9,000円、それから流域の負担金の減額分543万2,000円、それから事業の落札差金などを含めまして、繰越がされました。

款6、諸収入、項、目、節とも雑入です。収入済額24万6,088円、内訳は備

考欄のとおりです。

款7、町債、目、節とも下水道事業債です。公共下水道事業債4,300万、酒匂川流域下水道事業債790万の5,090万円が収入済としております。

歳入合計は最下段、3億5,927万2,039円となります。

次ページをお願いします。歳出になります。款1、総務費、項1、下水道総務費、目1、一般管理費です。支出済額1,868万7,329円、主に職員1名分の人件費と一般管理経費及び消費税について支出しております。主な支出は、職員給与費と中段、13、委託料、下水道使用料の徴収事務委託料として上水道事業会計へ485万円を支出しております。不用額につきましては、人件費の残額と公課費になります。

目2、施設管理費です。支出済額271万9,389円。主な支出としましては、11、需用費、光熱水費で流入点4カ所における流量計、マンホールポンプ5カ所の電気料56万7,960円を支出しております。

次のページをお願いします。備考欄上段、13、委託料では、下水道水質検査、施設の保守点検として下水道流量計保守点検、マンホールポンプ保守点検など、140万8,907円を支出してございます。

続きまして、款2、事業費、項、目、下水道事業費です。支出済額が1,496万4,501円になります。主な支出としまして、中段やや下の13、委託料、前々年度から国庫補助事業としまして、汚水管の長寿命化対策に向けた調査を主要管渠を対象に汚水管渠調査委託として118万8,000円、アクションプラン策定業務委託として403万3,800円を執行いたしました。汚水管調査は、町屋地区の流入点から441メートルの汚水管にカメラを入れて調査いたしました。結果は前年同様、管内がきれいで汚泥の堆積や管の損傷も少なく、早急に補修が必要な箇所も機能的にはありませんでした。その下、15、工事請負費では、公共下水道汚水管渠布設工事として、県道711号歩道整備工事に伴う汚水ます移転補償工事184万1,400円、公共下水道維持補修工事としてマンホールぶた7カ所331万5,600円は、県道上で緊急性があると判断いたしまして、一部予備費を使用させていただいております。流量計更新工事4カ所プラス監視盤ですが、432万を執行し支出しております。なお、不用額につきましては、開発業者がみず

から費用を負担して下水道整備を行ったことによるもの、委託料、工事請負費の落札差金によるものでございます。

款3、流域下水道費、項、目とも流域下水道費です。節19、負担金補助及び交付金、支出額7,397万7,000円です。酒匂川流域下水道事業建設費負担金等89万6,000円、1ページおめくりください。酒匂川流域下水道の維持管理費負担金として6,588万1,000円を支出してございます。

続きまして、款4、公債費、目1、元金です。支出済額1億9,480万5,199円、長期債元金として昭和61年度からの96件分の事業債について支出しております。目2、利子です。支出済額4,667万5,740円、長期債利子として昭和61年度からの114件分の事業債に支出してございます。不用額については、前年度入札に伴う利率の差額によるものでございます。

款5、予備費、309ページ、下水道事業管理経費、節23、償還金利子及び割引料、311ページの工事請負費の予算が不足したため、286万4,869円を充当させていただきました。

歳出につきましては以上で、歳出合計は3億5,182万9,158円となります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

12番 大 舘 長期債が、えーと、ちょっと待ってください。昭和の時代から借りているの、その辺からですね、かなりの、今ゼロ金利時代にかかなりの高額な利子ですよ。利率が高いわけですけれども、償還、最終がね、もうかなり近いわけですよ。それで、前倒しで返還するとか、これゼロ金利時代にこんな高額な、これはひもつきであるんでしょうけれども、ゼロ金利って今まで考えられなかった、時代が変わっているわけですよ。この辺を交渉してですね、こんな高い金利のは前倒しするか、借りかえとかという話を、松田町単独だけではちょっと無理な話かもしれませんけれども、この関係自治体と協力してですね、何か手を打ったほうがいいんじゃないですか。不可能ですということはないと思う。もう時代が変わった中でね、その最初はひもつきで、これありましたよっていう話じゃないと思うんで。それもきちっと交渉してですね、極力利子を下げの方法を考えられないかどうかね、その辺をお伺いします。

環境上下水道課長 利子の繰り上げ償還ということで、過去にですね、直近ですと平成23か、4
ですか。4のときに借換債で、その前も一部借換債等をやっていると思います。
当時ですね、やはり国のほうもですね、利子でもうけてるといっておかしいん
ですけど、利子を当てにして、向こうのほうも運用してると思われます。やは
り、こちらが繰り上げしたいよって言った場合にでも、相当な審査がありまし
てですね、向こうもやっぱり多く取りたいところを少なくするわけですから、
そういったような事情があつて、過去私が記憶するだけで2回、その時々に応
じてですね、借換債ができる条件に当てはまるといったときにやってきており
ますので、今後もですね、よくその借りかえとか、そういう部分を注意しなが
らですね、そういう該当になってメリットがあるというものであれば、どんど
んやっていきたいという所存であります。

12番 大 舘 当然、知ってますよ。借りたときの条件つきってというのはわかりますけども、
今だかつてね、ゼロ金利なんてあった経験がないわけじゃないですか、金融市
場で。国も変わっているんで、その辺は交渉の段階で強く主張できる部分じゃ
ないのかな。だから松田町だけで、さっきも言ったように、交渉するんじゃない
くて、流域、この公共下水、流域下水に加盟している自治体とですね、歩調を
合わせてぜひ交渉してもらいたいと思う。それが不可能っていうことはあり得
ないと思いますよ。確かに借りたときの条件というのはわからなくないですよ。
でも、世の中変わって、この前も言ったように、今ね、昔は10年かかって変わ
ったものが、今1年で変わっちゃうんですよ、10年分がね。それを国が最初の
約束だからって話じゃないと思う。だったらゼロ金利解消しなさいよって話に
なっちゃうじゃないですか。じゃ、こっちから預け入れしたものに利息を払い
なさいっていうような時代になった、状況が変わってる、それだけ変わって
るんですよ。だから、これは真剣に取り組んでもらって、一銭でも利子を低く抑
える。もう金額大きいわけですよ、利子だけで何千万でしょ。それは、何か月
かかったって、1年かかろうが2年かかろうが交渉する価値はあると思うんで、
ぜひ、ここで抑えてください。寄簡水へね、起債が1,000万、2,000万の話じゃ
ないんです。億の金ですから、ぜひ、そういうことを本当に真剣に検討して
もらいたいです。よろしくお願いします。

議 長 要望でよろしいですか。回答を……

12番 大 館 できれば。

環境上下水道課長 御助言ありがとうございます。そういった流域とかで集まる際もでございます。会議とかもございますので、今おっしゃられたアドバイスというか御助言も踏まえまして、いろいろと話し合っでできるように頑張りたいと思います。

12番 大 館 これ大変な、まあ、こっち側としても非常に大変な交渉事だと思うんで、できれば町長が御答弁いただければありがたいんですけども、よろしくお願ひしたいと思います。

副 町 長 御提案ありがとうございます。この件につきましては、本当に単独、松田町単独というわけにはいかないと思います。その中でですね、また流域下水道という構成市町だけでもだめだと思うんですよね。この辺やはり、県下でまとめた中でですね、やはり動いていかなければ、国に対しての意見もですね、強く要望できないかと思います。この辺、当然、まず私どもの副市長、副町長という場もございますので、その辺でですね、一度提案をさせていただくと。また、その先には執行者としてですね、そういう会もございますので、そういう町村会等も通じた中でですね、要望ができるような形で調整をさせていきたいというふうに考えています。以上でございます。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

4 番 南 雲 305ページの下水道使用料の不能欠損額で20万8,000円で29件分で、これ転居された方、あ、ごめんなさい、4番、南雲です。言うの忘れちゃった、済みません。それで、1件当たり平均すると7,000円ぐらいで、いただけない額ではないと思うんですね。それで、これ転居するとき何かこういういただくような手だてをするような方法っていうのはないのでしょうか。

環境上下水道課長 この不納欠損につきましてはですね、まず制度から説明させていただきますと、5年間滞納で入ってこない部分について不能欠損処理をさせていただくというものでございます。通常どういふことをやってるかというのと、やはり水道料金と一緒に徴収しますから、普通の督促状とかああいったものをいられるときに送って、場合によっては案内をしながら上水のほうで給水停止という形をとっていきます。そうしますと、上水に引きずられてってわけではないんです

が、そういった効果があって下水道料金を納めてくれるといったような、普通の滞納してない方というのは、滞納しがちだけど納めてくれる人というのは、そういう形で納めていただいています。今回のものというのは、言葉悪いですけど夜逃げっていうかですね、例えば住民票を置かないで出ていってしまうとか、あるいは転居先が不明になってしまうとかっていうことで、そういうところにも調べるだけ調べて送るんですけども、どうしても戻ってきてしまうというような、悪質というか使い逃げっていいですかね、そういったものがどうしても何件かは出てしまうっていう。住民票とかがあれば、その時点である程度わかるんですけど、置いてなかったりしますと、何カ月か滞納が積み重ならないとうちのほうがちよっとわからないようなときもあります。そうしますと、もうその人は転居先不明とか、そういった形になってしまっておりますので、何とかですね、早目にこの、何ていうんでしょう、夜逃げっていうかですね、どっか出ていっちゃうっていうのを何とか早くつかみみたいとは思ってるんですけども、その辺はもう少し努力をしていきましてですね、何とか早目に押さえるようにしていきたいとは思っております。

4 番 南 雲 ありがとうございます。住民票がない方っていうのは、やはりいろんなお支払いに影響してくると思うんですけども、その住民票のない方を、そうですね、難しいですけども、何とかこの電気料とか水道料が発生した時点で押さえるような手だてを考えられたら。できないですか、難しいんですか。難しいんですね。わかりました。とにかく、不納欠損がなるべく少なくなるように御努力はされていると思いますので、引き続きよろしく願いいたします。以上です。

議 長 よろしいですか。

2 番 田 代 よろしく申し上げます。ページでいいますと304から305、一般会計繰入金1億8,300万。これについては、312から313ページ、公債費、元金償還の1億9,480万5,199円、これに充当されてるという説明だったんですけども、この額を比較しますと、1,180万ぐらい元金で出てるより少ないんですよ。これ、毎年見ても若干額が違って、端数まで出てるんですよ。どういった関係で、これが何ていうのかな、1億8,300万繰り入れてて出してる数字との違いが、

どうい関係でそういうになってしまうのかなっていう、それが1点です。

それと、あと2点目がですね、この公債費の元金償還については、具体的には444ページですか、444ページから始まって、昭和61年度の下水道事業で28年度までに返していくよということで始まって、先ほどお話のあった借換債あたりが446ページの下段あたりに出てきますね。平成20年度に下段3つです。3件借りかえて、次のページで448ページの上段で1段ですか。それと下段のほうにいて24年ぐらいに9ですか、9件ぐらい借りかえてるということがあって、前者の要望の中でぜひこういうのを取り入れてくれというお話あったんですけども、それで最後が450ページですか。450ページで見ますと、平成26年、27年度で借りたもののうち、完済年度が56から57年ですか、が多分最後だなと。57年が最後で29年間ぐらい、これからあると思うんですけども、2点目の質問といたしまして、前は2億を超えてたような気がします。この公債費の元金の返済について2億を超えてたのが、緩やかに下がって、今1億9,400万になっていると。今後約30年近い中で、どのような返済額が減っていくのか。要するに1億を切るのは何年ぐらいだよとか、大ざっぱで結構なんで、この先29年返していく中の公債費の推移、これについて御質問いたします。よろしくお願ひします。

環境上下水道課長　　まず1点目が、繰入金が1億8,300万で、公債費が2億ですね。よく御説明させていただくのに、総務省の基準の基準内と基準外っていうのがあるかと思ひます。公債費全額を繰り入れていいよというものではなくて、要は公債費の中の一部として繰入金を使わさせていただいているっていうことで、数字が差があると。公債費の総額と繰入金との差額というのは、満額ではなくて繰入金してもいいっていう額がある程度決まっておりますので、一部になるということが金額の差になります。

それと、今ある、残高でよろしいですかね。残高が2億切るぐらい。

2 番 田 代　　今後。

環境上下水道課長　　今後ですね。

2 番 田 代　　今後どう推移していくか。2億からずっと減ってきたわけですね。これから先どういうふうな減り方で29年間いくのか大ざっぱな内容でいいです。

環境上下水道課長 単純に、流域の分のものを抜かしますとですね、毎年その公債、借り入れしておりますので、それを抜きますと、平成30年度までが2億700万、31年度で1億円台に突入しまして、平成36年度には1億円を切るような試算はしております。

2 番 田 代 初めの1点目については、総務省の指導によって公式があって、その積算でやってるんだよと、その中で全額は見れないよと、本当は全額1億9,400万がいいんだけど、総務省指導でその算式によってこの1,100万の差が出てるといふふうに理解させていただきます。

2点目は、初めのほうがちょっとわかんなかったんだけど、36年、平成36年以降は1億円切るよと。今、1億9,400万返してるんですけども、それが平成36年になるとこの返済額が1億円を切るよと、そういうようなお答えでよろしいわけですね。要するに、半分近くに減ってくるんで、相当一般会計の持ち出しは少なくなって楽になるよと。それが8年後ぐらいには負担が減ってくるよと、そういう回答でよろしいわけでしょうかね。

環境上下水道課長 先ほど金額が減っていくと言ったのは、今借りてる分がそうになっていくということで、毎年流域の負担分はどうしても公債費で借りますので、その分はちょっと積算には含まれてないんですけども、今あるのがそういうふうに減っていくということです。

議 長 元利償還金について……

環境上下水道課長 はい、元利償還金です。

議 長 のピークについての質問です。

環境上下水道課長 の残高……

議 長 残高じゃなくて、元利、毎年の元利償還金の……

環境上下水道課長 そうです、元利償還金の合計についてです。済みません、元利償還金の返済額ですね。が、27年度、これをベースにして考えていくと、今あるのは減っていきます。ただ、新たなものはちょっと積算の中には計算できませんので入れておりません。

それと、先ほどのやつがどっちかという、一般会計繰入金の中には、一般会計繰入金をすべて元利償還金に充てる、元利償還金全部をいただくというわ

けではなくて、（「わかった」の声あり）そういうことです。済みません、よろしく願います。

2 番 田 代 あと、要望ということでお願いしたいと思いますが、先ほど前者からお話あったんですけども、過去に行っている借換債ですか、20年度と24年度、これは多分、国から、大蔵とか総務省から通達で上からおりてきたから行っているということで、前者の方も町から声を上げると、広域で上げるというふうなことでは、当然町村会の要望、夏ごろに町村会要望で首長さんが集まって、声をでっかくしていると思います。それとか、あと政党要望、こういったもので具体的にぜひ借換債を市、町、村から声を上げて、国を動かすような形でぜひ頑張っていたきたいと思います。以上、終わります。

議 長 ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

それではここで質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第6号平成27年度松田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。